

外部評価委員規程

制定：平成 19 年 12 月 19 日
最終改訂：平成 21 年 12 月 1 日

一般社団法人
サステナビリティ情報審査協会

1 目的

(1) サステナビリティ情報審査協会（以下「当協会」という。）は、当協会の活動に関する評価及び提言を求め、外部の有識者による外部評価委員を設置する。

2 役割

(1) 外部評価委員は、協会活動をさらに発展させるという観点から、協会の運営及び活動等の状況について、独立した立場から次に掲げる提言等を行う。

- ① 協会組織及び規程等、ガバナンスに関わる提言
- ② 協会活動全般（活動計画及び結果を含む）に対する評価及び提言
- ③ 認定審査機関の品質管理レビュー結果の評価

3 選任及び委嘱

(1) 外部評価委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ協会の充実発展に関心と理解のある第三者のうちから、理事会において選任する。
(2) 各委員への委嘱は、理事会の決定を受け、会長が行う。

4 定数

(1) 外部評価委員の定数は少なくとも 3 人以上とし、最大で 7 人以内とする。

5 任期

(1) 任期は就任後 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

6 辞任

(1) 外部評価委員は自ら理事会に辞任を申し出ることができる。
(2) 外部評価委員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを解任することができる。この場合、その委員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。
① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
② 社会的な信頼を失墜するような行為を行ったとき。

7 会議

(1) 毎年度最低 1 回、会議を会長の指示により開催する。

8 委員以外の者の出席

(1) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

9 庶務

(1) 外部評価委員に係わる庶務は協会事務局において処理する。

10 雑則

(1) この要項に定めるもののほか、外部評価委員に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

改訂履歴

- ・平成 19 年 12 月 19 日改訂
- ・平成 21 年 12 月 1 日改訂（最終改訂）